

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

🔗🔗🔗 労災保険率の改定など、労災保険制度の一部改正を実施

労災保険率の改定などを含む労災保険制度の改正案について、平成29年12月、所定の手続きを経て、労働政策審議会が「妥当」と答申しました。これを受けて、厚生労働省から労災保険制度の改正が決まったとのお知らせがありました。施行日は、平成30年4月1日です。改正される項目を確認しておきましょう。

平成30年4月1日施行の労災保険制度の一部改正の概要 ＜改正される項目＞

- 労災保険率の改定
- 時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)
- 家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直し
- 介護(補償)給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定 など



【主要な項目】

- 労災保険率の改定：労災保険率については、全業種平均で0.02ポイント引き下げられ「0.45%」となります。(業種別にみると、引き上げ=3業種、据置き=31業種、引き下げ=20業種)
なお、特別加入保険料率や労務費率も改定の年にあたり、その改定が行われます。
- ☆ 労災保険率については、各業種の給付実績などを踏まえ、3年ごとに改定する仕組みになっていますが、全体的に労働災害が減っていることから、このように全業種平均で引き下げられることになりました。
労災保険料は、企業が全額負担することになっていますが、この引き下げにより、企業全体で年間約1,311億円の負担減になるとのことです。

時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)

「時間外労働等改善助成金」は、現行の職場意識改善助成金を改称し拡充するものです。次のような内容から成ります。

- 時間外労働上限設定コース(拡充)
- 勤務間インターバル導入コース(拡充)
- 職場意識改善コース(拡充)
- 団体推進(新規)



☆このうち、最も予算が配分されているのは、「時間外労働上限設定コース」です。これは、時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主を対象として、「助成対象の経費(就業規則等の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入・更新費用など)の4分の3」を助成するものです。

助成額には上限が設けられていますが、その上限額が最大で200万円まで引き上げられるケースもあります。現時点では、詳細までは明らかになっていませんので、明らかになった頃に改めて紹介させていただきます。



労働関係指標

労働関係指標(全国 2017年11月)

完全失業率	完全失業率(季節調整値※1) 2.7% (前月差-0.1ポイント)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値※1) 1.56倍 (前月差+0.01ポイント)
就業者数 (季節調整値)	6,558万人 (前月差+14万人)	定期給与※2	現金給与総額※3(現数値) 278,173円 (前年同月比+0.9%)

労働関係指標(広島県 2017年11月)

完全失業率※	2017年10月~12月平均 2018年4月号にて掲載予定	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値※1) 1.91倍 (前月差+0.03ポイント)
就業者数※ (季節調整値)		定期給与※2	現金給与総額※3(現数値) 269,161円 (前年同月比+0.5%)

※ 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。

※1 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

※2 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※3 現金給与総額：「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額

トピックス THE 労務の疑問 Vol.8

Q. 採用内定の取消はできますか？

A. 取り消すことはできます。ただし・・・

判例上、内定は「解約権留保付労働契約」として扱われ、企業が内定を通知した時点で、雇用する企業と雇用される人との間に労働契約が成立したと考えられます。内定取り消しは労働契約の解約、すなわち解雇に相当します。つまり、解雇と同様に、客観的に合理的な理由と社会通念上相当とされる理由がない場合の内定の取消は、法的に無効となります。

内定の取消が適法かどうかは個別に具体的な検討を必要としますが、正当と判断される可能性が高いと思われる理由を、内定者側と、企業側とに分けて以下に例示します。

(内定者側の理由)

- ① (新卒者の場合) 学校や大学の卒業延期②健康状態の著しい悪化③重大な虚偽申告の判明
- ④ 社会的に重大な事件による逮捕処分など

(企業側の理由)

- ① 内定の当時には予測不可能な経済環境の悪化で既存社員の整理解雇なども必要になった
- ② 自然災害等によって著しい経営不振に陥り、最大限努力したが、改善できなかったなど

2009年より新卒者の内定取り消し防止に関する取組が強化され、内定取り消しが「事業活動縮小を余儀なくされているとは明らかに認められない」場合等に厚生労働大臣が事業所名を公表できることになっています。実際に昨年には厚生労働省より内定を取り消した事業所の内、悪質性が高いとされる事業所名が公表されています。

内定を取り消すことに何らかの理由があるとしても、企業にとってはリスクを負う可能性があります。くれぐれもご注意ください。





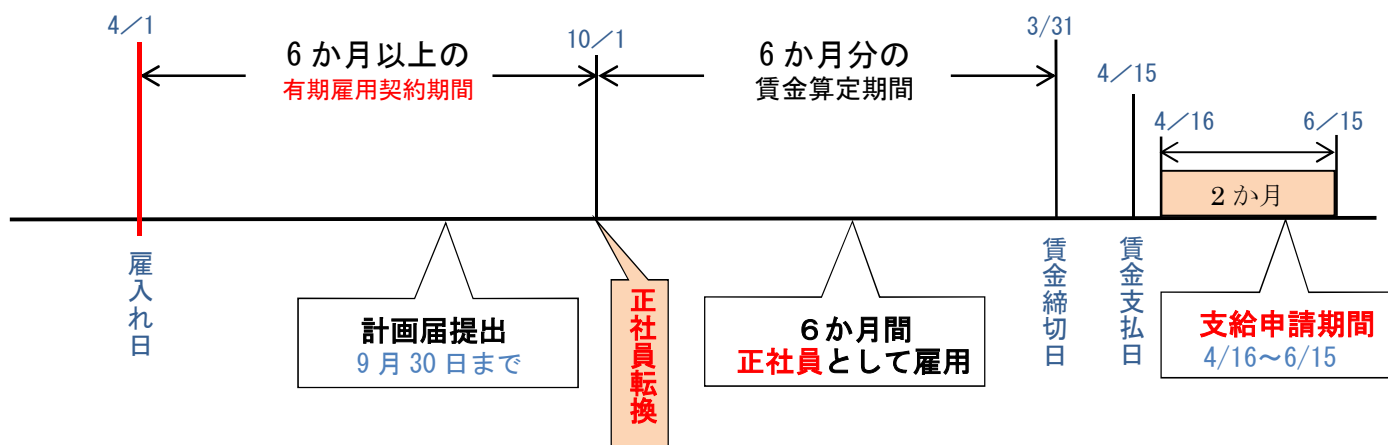
キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した会社が利用できます。

鳥の目で見る

助成金支給までのカンタンな流れ

【例：4月1日に中小企業事業主が有期雇用労働者を雇入れた場合】(末日締翌15日支給)



虫の目・魚の目で見る

本助成金は雇用されていた期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等、又は有期実習型訓練を受講し修了した有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用し、転換後6か月以上継続雇用した場合に支給されます。

一人当たり下表の金額が支給されます。

※ 〈 〉 内は生産性要件を満たした場合の額

	中小企業	大企業
①有期⇒正規	570,000円 〈720,000円〉	427,500円 〈540,000円〉
②有期⇒無期	285,000円 〈360,000円〉	213,750円 〈270,000円〉
③無期⇒正規	285,000円 〈360,000円〉	213,750円 〈270,000円〉

○派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合

①③：1人当たり285,000円〈360,000円〉(大企業も同額)加算

②有期⇒無期の場合は、転換前の基本給より5%以上の昇給をする必要があります。

①～③を合わせて1年度、1事業所当たりの支給申請上限人数は15人までとなります。

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。

トビウツクス 労働者の募集や求人申込みの制度が変更

平成 29 年の職業安定法の改正（平成 30 年 1 月施行分）により、労働者の募集や求人申込みの制度が変更されています。具体的には、次のような変更が実施されました。



■ 労働者の募集や求人申込みの制度が変更の概要(平成 30 年1月～)

▼企業が、ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合についても、変更内容の明示を義務付け

場面	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要 * 詳細は下記表をご覧ください
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない ←今回の改正で新設 * 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

▼求職者等に明示すべき事項について、次の★の事項を追加

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり(3か月) ★
就業場所	本社(●県●市●一●) 又は △支社(△県△市△一△)
就業時間/休憩時間/休日	就業時間 9:00~18:00/休憩時間 12:00~13:00/休日 土日祝日あり(月平均 20 時間)
時間外労働	裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要 ★ 例) 企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす
賞金	月給 20 万円(ただし、試用期間中は月給 19 万円) いわゆる「固定残業代」を採用する場合は、以下のような記載が必要 ★ ① 基本給××円(②の手当を除く額) ② 固定残業手当(時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として△△円を支給) ③ ●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
(派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態:派遣労働者 ★

☆このような変更が行われていますので、人材募集の際にはくれぐれもご注意ください。

お仕事 カレンダー 2月



2/1	● 贈与税の申告と納付の開始(~3/15)
2/13	● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ 請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ● 1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	● 所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告受付開始(~3/15)
2/28	● 1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● じん肺健康診断実施状況報告書の提出 ● 固定資産税(都市計画税)第 4 期分の納付(市町村の指定日まで) ● 2017 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2018 年 6 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)